

毎週月・水・金曜日発

富山県報

平成31年2月4日

月曜日

第4456号

目次

告示

- 道路の区域変更 1
- 道路の供用開始 2
- 第48期富山県労働委員会委員候補者の推薦 3
- 保安林の指定の解除予定 7

公告

- 都市計画の変更案の縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 8

告示

富山県告示第34号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月4日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

富山県知事 石井 隆 一

道路の種類及び路線名	区間	変更前後別	記号	敷地の幅員メートル	延長メートル	縦覧場所
県道 横越大滝線	高岡市醍醐1060番3から 高岡市醍醐1056番3まで	変更前		最大 13.1 最小 7.5	172.5	高岡土木センター
		変更後		最大 14.1 最小 10.8	172.5	

県道 六天天神新線	黒部市三日市字栄町4091番地先から 黒部市天神新 291番2まで	変更前	A	最大 27.4 最小 6.5	1,100.0	新川土木 センター 入善土木 事務所
	黒部市三日市字栄町4091番地先から 黒部市天神新 291番2まで	変更後	A	最大 27.4 最小 6.5	1,100.0	
	黒部市三日市字栄町4091番地先から 黒部市三日市字三島1064番10まで		B	最大 46.7 最小 10.7	680.0	
県道 沓掛魚津線	黒部市植木2053番から 黒部市植木 437番2まで	変更前		最大 5.3 最小 5.0	31.4	新川土木 センター 入善土木 事務所
		変更後		最大 9.6 最小 5.0	31.4	
県道 東猪谷富山線	富山市上野 396番地先から 富山市上野 412番2地先まで	変更前		最大 7.4 最小 6.7	113.6	富山土木 センター
		変更後		最大 10.3 最小 6.7	113.6	

富山県告示第35号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月4日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成31年2月4日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

県道 横越大滝線	高岡市醍醐1060番3から 高岡市醍醐1056番3まで	平成31年2月4日	高岡土木 センター
県道 杵掛魚津線	黒部市植木2053番から 黒部市植木 437番2まで	平成31年2月4日	新川土木 センター 入善土木 事務所
県道 富山環状線	富山市本郷町字万年割88番5から 富山市本郷町字万年割 192番10まで	平成31年2月4日	富山土木 センター
県道 富山大沢野線	富山市本郷町字万年割87番18から 富山市本郷町字万年割 104番29まで	平成31年2月4日	富山土木 センター

富山県告示第36号

第48期富山県労働委員会委員候補者の推薦について

第47期富山県労働委員会委員の任期が平成31年3月31日で満了するので、労働組合法（昭和24年法律第 174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第 231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、第48期富山県労働委員会委員を任命するため、推薦資格のある労働組合及び使用者団体から、それぞれ労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）又は使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）の候補者の推薦を次の要領によって求める。

平成31年2月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 推薦団体資格

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、富山県労働委員会により法第2条及び第5条第2項の規定に適合することが立証された労働組合であること。
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する資格を有するものは、富山県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱う使用者団体であること。

2 被推薦者資格

法第19条の12第6項において準用する法第19条の4第1項の欠格条項に該当しない者であること。

3 推薦手続

推薦書（別記様式）を提出すること。

なお、労働組合にあっては、政令第21条第3項に規定する法の規定に適合する旨の証明書を添付すること。

4 推薦期間

平成31年2月4日から同年3月6日まで

5 推薦書類の提出先

富山市新総曲輪1番7号

富山県商工労働部労働政策課

別記様式

(労働者委員候補者の推薦の場合)

年 月 日

富山県知事 殿

所 在 地

労働組合名

代表者名

印

富山県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の労働者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	住 所	所属労働組合の名称及び地位	所属会社・工場の名称及び地位	経 歴

(使用者委員候補者の推薦の場合)

年 月 日

富山県知事 殿

所 在 地

使用者団体名

代 表 者 名

印

富山県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、富山県労働委員会の使用者を代表する委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	住 所	所属会社・工場の 名称及び地位	経 歴

(種類) 富山高岡広域都市計画緑地

(名称) 102号 富山新港地区緩衝緑地

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 削除する部分

射水市久々湊の一部

(2) 変更する部分

高岡市姫野字小円坊、字代官及び字若宮並びに金屋字細田、字塚田及び字古屋敷の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成31年2月4日から平成31年2月18日まで

(2) 場所

富山県土木部都市計画課

高岡市都市創造部花と緑の課

射水市都市整備部都市計画課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により黒部市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成31年2月4日

富山県知事 石 井 隆 一

都市計画の種類

黒部都市計画下水道